

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、和歌山県北東部にあり、伊都・橋本地域のほぼ中心部に位置し、東と北は橋本市に、西はかつらぎ町に、南は高野町に接しています。本町域は県内最大の河川である紀ノ川の左岸に開け、東西 11.8km、南北 8.5km、総面積 44.12km² で、紀伊山地の支脈によって覆われ、険しい急傾斜が多く、総面積の約 75%が森林地帯となっている。

平成 27 年国勢調査によると、本町人口は 4,377 人であり、平成 22 年国勢調査による 4,963 人と比較すると、年 100 人程度の割合で減少しているのが現状である。

商業に関しては、1~4 人の小規模事業者が多く、商店は一般住宅が混在し、十分な駐車場もないことから利便性が悪く、住民の購買先は近隣市町に立地する大型量販店に移っている。

さらに、製造業についても経営規模の小さい事業所が多く、また業種として繊維関連が大部分を占めており、近年の低迷する経済情勢の中で生産活動は厳しい状況である。

(2) 目標

少子高齢化による人手不足や働き方改革への対応など、厳しい事業環境を改善するため、生産性の高い先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中年 5 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

九度山町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が九度山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

基幹産業である農業を中心に、多種多様な産業が町内各所に点在しており、町全体の産業向上のため、全地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により、労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組は対象外とし、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税の滞納がないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。